



発行 東京都

目次

- 東京都宝くじの発売 (八件) (財務局主計部公債課) 一
- 都市計画事業の認可 (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) 四
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市整備局都市基盤部街路計画課) 四
- 都立有料施設の入場券の様式変更 (建設局公園緑地部公園課) 四
- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館 七
- 警備員等の検定の実施 (三件) 七
- 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間 〇
- 市街地再開発組合の理事長の就任 二
- 開発行為に関する工事完了 二

告示

- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出 (環境局総務部環境政策課) 二
- 全国自治宝くじの発売 (八件) (全国自治宝くじ事務協議会) 三

●東京都告示第八百三十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第二千四百七十六回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円
 - 四 証券金額 一枚百円
 - 五 証券型式 開封式
 - 六 発売期間 令和二年七月二十二日から同年八月十一日まで
 - 七 抽せん期日 令和二年八月十四日
 - 八 当せん金支払開始期日 令和二年八月十九日
 - 九 当せん金の額及び当せんの数
- | 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|--------|-------|
| 一等 | 千五百万円 | 一本 |
| 一等の前後賞 | 二百五十万円 | 二本 |
| 一等の組違い賞 | 十万円 | 十四本 |
| 二等 | 十万円 | 三十本 |
| 三等 | 三万円 | 百五十本 |

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百三十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第二千四百七十七回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
 - 四 証券金額 一枚二百円
 - 五 証券型式 被封式 (被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
 - 六 発売期間 令和二年七月二十二日から同年八月十八日まで
 - 七 当せん金支払開始期日 令和二年七月二十二日
 - 八 当せん金の額及び当せんの数
- | 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|----|------|-------|
| 四等 | 三千円 | 千五百本 |
| 五等 | 千円 | 一万五千本 |
| 六等 | 百円 | 十五万本 |

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十五本

二等 十万円 七十五本

三等 一万円 千五百本

四等 千円 一万五千本

五等 二百円 四十五万本

計 四十六万六千五百九十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百三十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百七十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和二年八月十五日から同年九月八日まで

七 当せん金支払開始 令和二年八月十五日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 二本

二等 五万円 百八十本

三等 一万円 千本

四等 千円 一万本

五等 二百円 三十万本

計 三十一万一千八百八十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百三十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百七十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和二年八月十五日から同年九月八日まで

七 抽せん期日 令和二年九月十一日

八 当せん金支払開始 令和二年九月十六日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 二千万円 一本

一等の前後賞 五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 百万円 二十本

三等 一万円 四千本

四等 二千元 二万本

五等 二百円 二十万本

女神の微笑み賞 三万円 二百本

計 二十二万四千二百四十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百三十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百八十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三	発売の数及び総額	二百五十万枚	二億五千万円
四	証券金額	一枚百円	
五	証券型式	開封式	
六	発売期間	令和二年八月十九日から同年九月八日まで	
七	抽せん期日	令和二年九月十一日	
八	当せん金支払開始期日	令和二年九月十六日	
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
一等		千円	一本
二等		十万円	二本
三等		十万円	二十四本
四等		十万円	二十五本
五等		十万円	七十五本
六等		十万円	五百本
計			二十八万八百二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。	

一	名称	東京都知事 小 池 百合子	
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百八十一回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	二百二十万枚 四億四千万円	
四	証券金額	一枚二百円	
五	証券型式	開封式	
六	発売期間	令和二年九月九日から同月二十二日まで	
七	抽せん期日	令和二年九月二十五日	
八	当せん金支払開始期日	令和二年九月三十日	
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	
一等		三千万円	
二等		三千万円	
三等		三千万円	
四等		三千万円	
五等		三千万円	
計		二十四万七千三百二十六本	
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	

一	名称	東京都知事 小 池 百合子	
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百八十二回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	二百二十万枚 二億四千万円	
四	証券金額	一枚二百円	
五	証券型式	被封印(被封印された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)	
六	発売期間	令和二年九月九日から同年十月六日まで	
七	当せん金支払開始期日	令和二年九月九日	
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	
一等		三十万円	
二等		三十万円	
三等		三十万円	
四等		三十万円	
五等		三十万円	
計		十三万五千九百六十本	
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の	

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百三十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第八百三十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百三十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百八十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和二年九月三十日から同年十月二十日まで
- 七 抽せん期日 令和二年十月二十三日
- 八 当せん金支払開始期日 令和二年十月二十八日
- 九 当せん金の額及び当せん金の数

等級	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十四本
二等	三十万円	二十五本
三等	五万円	二百五十本
四等	三千元	五千本
五等	千円	二万五千本
六等	百円	二十五万本

計

二十八万三百二本

十一 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十四号蓮田緑地
- 三 事業施行期間 令和二年六月十二日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分	町田市下小山田町字宮ノ前地内
使用の部分	なし

●東京都告示第八百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第七百八十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路練馬区画街路第一号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年十月三十一日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分	変更なし
使用の部分	変更なし

●東京都告示第八百四十一号

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）第十二条第四項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第九百八十一号で定めた次の有料施設の入場券を別記のように改め、令和二年六月十五日から施行する。

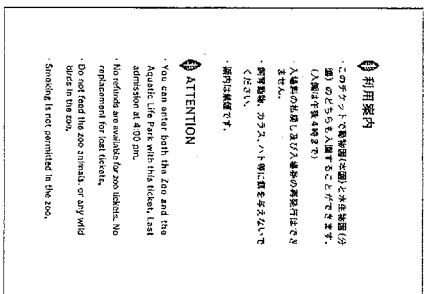
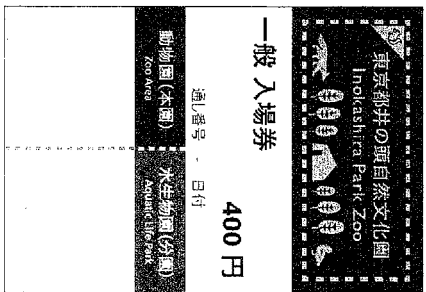
この告示の施行の際、平成三十年東京都告示第九百八十一号で定めた様式による入場券で、現に残存するものは、なお使用することができる。
 令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 井の頭自然文化園入場券 一般個人用
- 二 井の頭自然文化園入場券 一般団体用
- 三 井の頭自然文化園入場券 六十五歳以上個人用
- 四 井の頭自然文化園入場券 六十五歳以上団体用

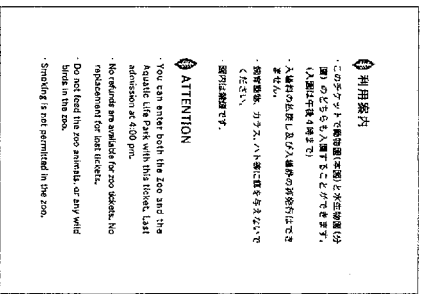
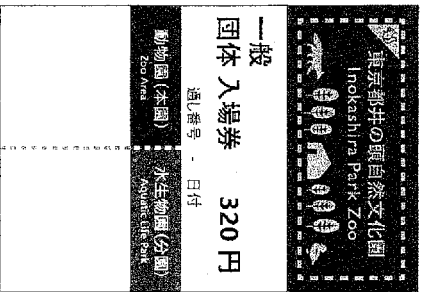
五 井の頭自然文化園入場券
 中学生個人用
 中学生団体用

別記
 1 井の頭自然文化園入場券 一般個人用
 (表面)
 (裏面)



・縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル
 ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
 ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

2 井の頭自然文化園入場券 一般団体用
 (表面)
 (裏面)



・縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル
 ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
 ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

3 井の頭自然文化園入場券 65 歳以上個人用

(表面) (裏面)

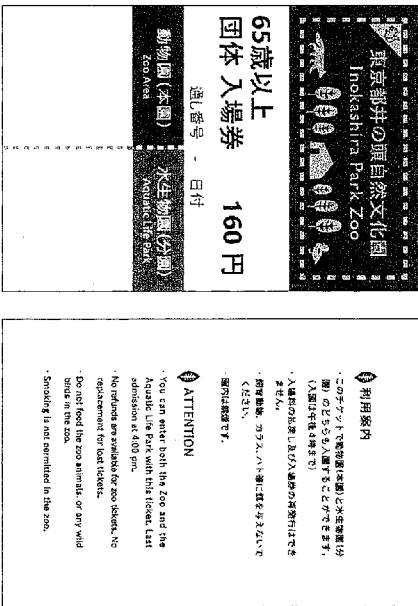


縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル

- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

4 井の頭自然文化園入場券 65 歳以上団体用

(表面) (裏面)

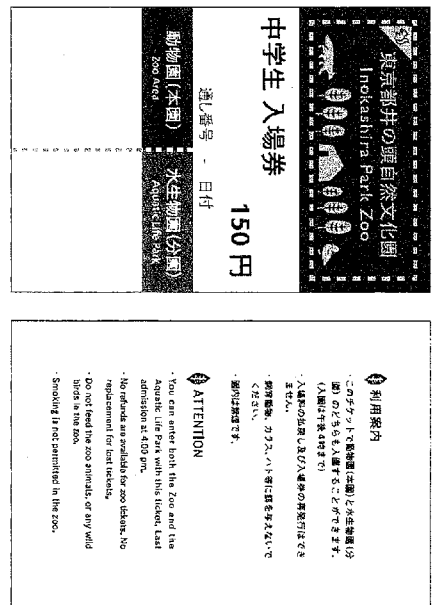


縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル

- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

5 井の頭自然文化園入場券 中学生個人用

(表面) (裏面)

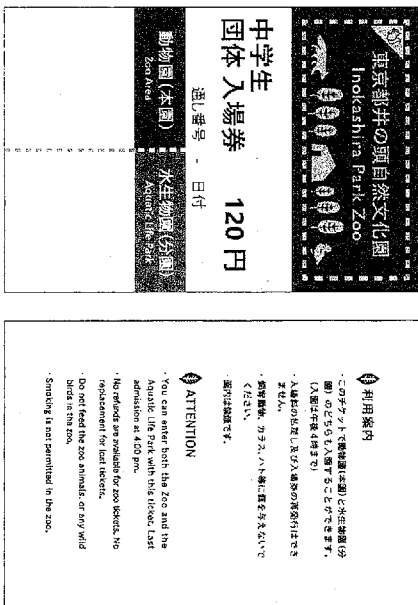


縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル

- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

6 井の頭自然文化園入場券 中学生団体用

(表面) (裏面)



縦 8.50 センチメートル 横 5.75 センチメートル

- ・表 地色、文字の色及び図柄は、必要に応じて変更することができる。
- ・裏 地色及び文字の色は、必要に応じて変更することができる。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十四号

東京都立図書館規則 (昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号) 第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和二年六月十二日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和二年七月十七日、同年八月二十一日及び同年九月十八日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第193号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

- (1) 学科試験
令和2年9月19日 (土曜日)
午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和2年10月24日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務 (以下「施設警備業務」

という。) に係る規則第4条に規定する1級の検定 (以下「1級検定」という。)

4 検定予定人員

30名

5 受検対象者

- (1) 規則第4条に規定する2級の検定 (施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和2年8月11日 (火曜日) 及び同月12日 (水曜日) の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和2年8月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ア 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第194号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 令和2年6月12日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p> <p>記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和2年9月19日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和2年10月24日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第1号の警備業務 (以下「空港保安警備業務」という。) に係る規則第4条に規定する1級の検定 (以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定 (空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p>	<p>6 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和2年8月13日 (木曜日) 及び同月14日 (金曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 令和2年8月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p>
---	---	--

<p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受験資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第195号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和2年6月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p> <p>記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和2年9月19日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和2年10月24日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第1号の警備業務 (空港保安警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p>	<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和2年8月13日 (木曜日) 及び同月14日 (金曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和2年8月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>
---	--	--

7) 前2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

4) 前2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項の規定に基づき、奥多摩湖の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

令和二年六月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

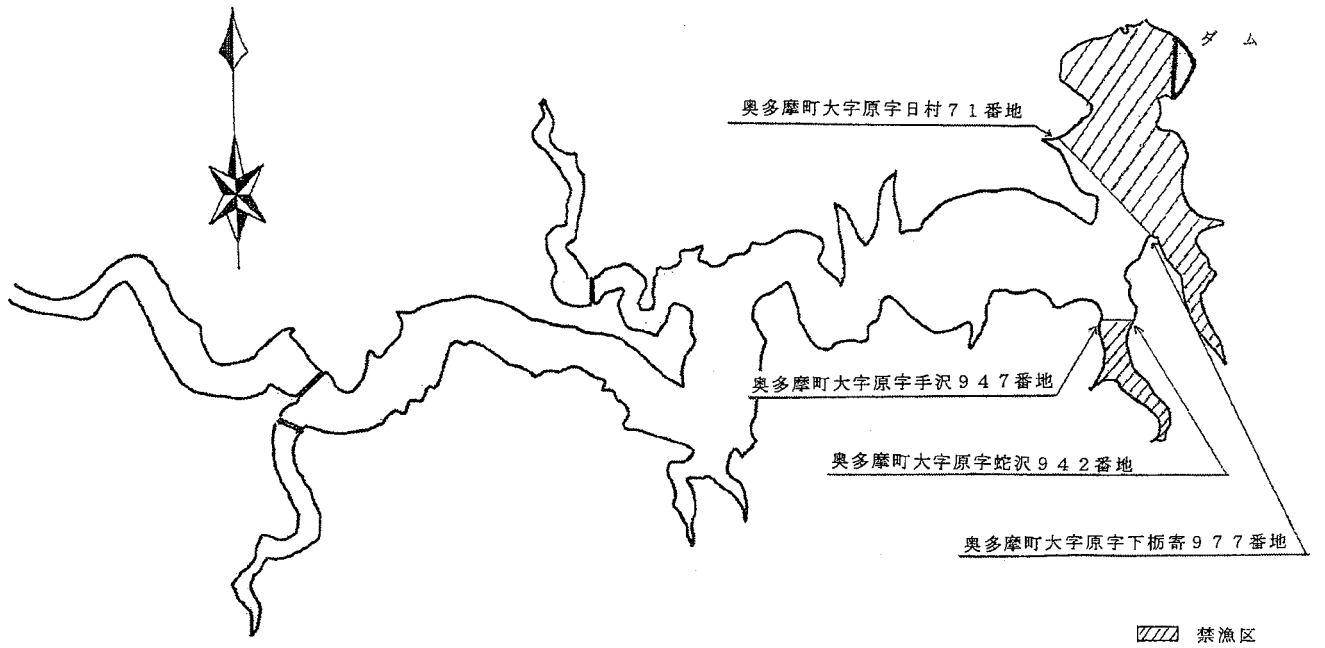
一 禁漁区域

西多摩郡奥多摩町大字原字日村七十一番地
地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下柵寄九百七十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域
西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢九百四十二番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字手沢九百四十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域
次図表示のとおり

二 禁漁期間

令和二年六月十四日から令和五年六月十三日までとする。

奥多摩湖禁漁区域略図



公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により小川駅西口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

高橋 英明

二 住所

小平市小川西町四丁目十五番十七号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市野塩一丁目二百二十八番一、同番五及び百二十九番

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十一

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

武蔵野市境五丁目千二百五十八番二、同番十七及び同番十九の一部

武蔵野市境五丁目十番十八号

高橋 政孝

府中市栄町二丁目二番五十三

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号

兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳克

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、新可燃ごみ処理施設整備事業について、次のおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和二年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

浅川清流環境組合

管理者 大坪 冬彦

日野市石田一丁目二百十番地の二

二 対象事業の名称

新可燃ごみ処理施設整備事業

三 工事着手の年月日

平成二十九年五月十七日

四 工事完了の年月日

令和二年三月三十一日

五 届出日

令和二年五月二十五日

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百三十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百四十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年七月八日から同年八月四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年七月八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
九	等級	一等 六本 二等 十本 三等 二十本 四等 三十本 五等 六十本
計		六十九万一千二十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百四十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二億一千万枚 六百三十億円
四	証券金額	(三十億円を一単位(一ユニット)として二十一単位 (二十一ユニット)。ただし、発売状況により、原則 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット 単位で増額する場合がある。)
五	証券型式	一枚三百円 開封式
六	発売期間	令和二年七月十四日から同年八月十四日まで
七	抽せん期日	令和二年八月二十一日
八	当せん金支払開始期日	令和二年八月二十六日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
一	等級	一等 一本 二等 二本 三等 九十九本 四等 九十九本 五等 九十九本
計		百十万六千三百三十四本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子
第八百四十九回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
八千万枚 二百四十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として八単位(八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚三百円

四	証券金額	開封式
五	証券型式	一枚三百円
六	発売期間	令和二年七月十四日から同年八月十四日まで
七	抽せん期日	令和二年八月二十一日
八	当せん金支払開始期日	令和二年八月二十六日
九	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 十本
一	等	千万円 十本
二	等	五万円 四百本
三	等	一万円 十万本
四	等	三百円 百万本
計		百十万四百十本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子
第八百五十回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
八百万枚 十六億円
一枚二百円
被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
令和二年八月五日

六	発売期間	令和二年八月五日
七	当せん金支払開始期日	当せん金 十六本
八	当せん金の額及び当せん金の数	五十万円 十六本
一	等	十万円 二千五百六十本
二	等	一万円 二万五千六百本
三	等	千円 八万本
四	等	二百円 八十万本
五	等	二十円 九十万八千七百七十六本
計		

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 四億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年八月十五日から同年九月八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年八月十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三万円 千六百本
二等		五万円 四百八千本
三等		百円 百二十万本
計		二百二十四万九千六百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年八月十九日から同年九月十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年八月十九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 千万円 九本
二等		三十万円 九十本
三等		三万円 九百本
四等		三千元 九千本
五等		千円 十八万本
六等		三百円 九十万本
計		百八万九千九百九十九本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年八月十九日から同年九月十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年八月十九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 三十本 二等 五十万円 二百本 三等 二十万円 五百本 四等 十万円 二千四百本 五等 五万円 六千本 計 六十八万六千四百三十本

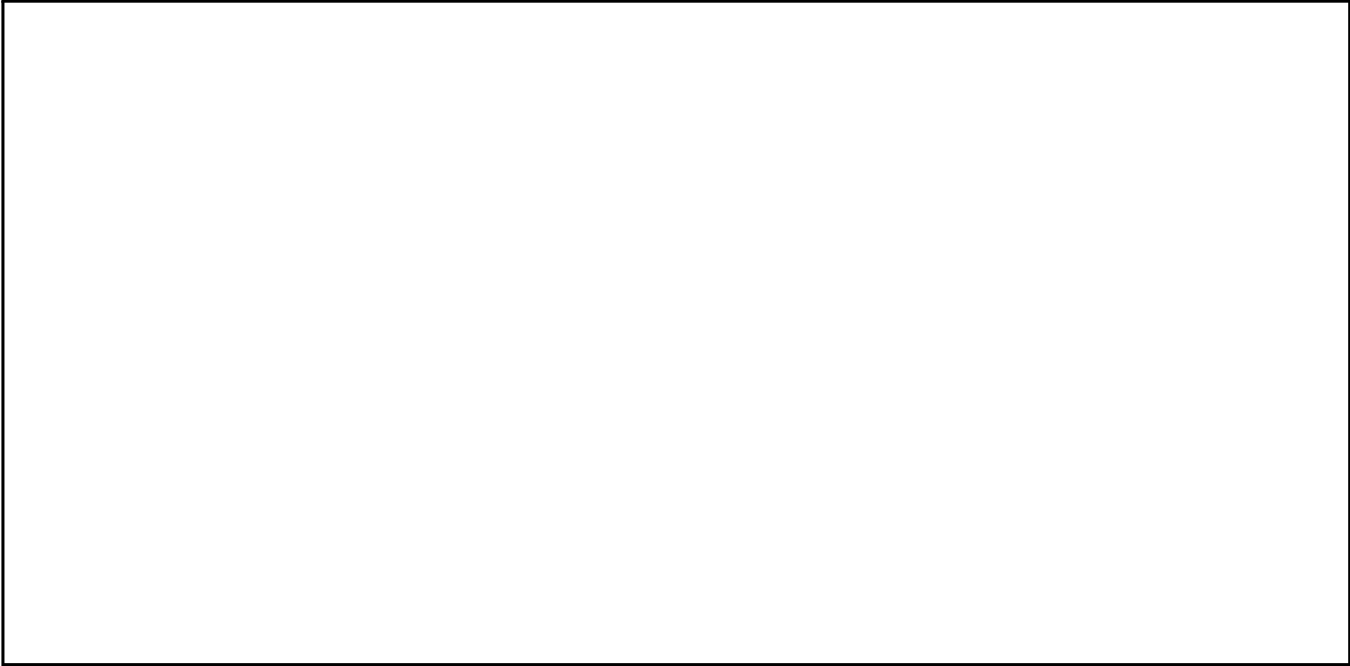
九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年六月十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年九月二日から同月二十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年九月二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 二百万円 四本 二等 五十万円 八十本 三等 三十万円 二百本 四等 十万円 六百本 五等 五万円 八百本 計 百二十八万一千六百八十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

